現空家等対策計画　体系改定案

現計画体系

基本方針Ⅰ	良好な環境で快適に暮らせるまちを実現するため「**発生抑制・適正管理**」を促進します。	
取り組み	(1)	市広報紙・ホームページ・パンフレット等による所有者・市民への意識啓発
	(2)	空家等の適正な管理を促す文書の送付
	(3)	空家等の実態把握のための継続的な調査の実施
	(4)	発生抑制・適正管理に係る支援制度
	(5)	相談及び実施体制の整備（専門家団体、関連部署との連携等）

基本方針Ⅱ	利活用による活気のあるまちを実現するため「**利活用**」を促進します。	
取り組み	(1)	アンケート調査による所有者等の利活用に関する意向把握
	(2)	関係団体等と連携した利活用の促進
	(3)	利活用・除却に係る支援制度

基本方針Ⅲ	安全・安心に暮らせるまちを実現するため「**特定空家等の問題解決**」を促進します。	
取り組み	(1)	立入り調査の実施
	(2)	特定空家等と認めるための判断基準の設定
	(3)	特定空家等判定委員会の設置
	(4)	習志野市空家等対策協議会の関与
	(5)	法に基づく措置（助言・指導、勧告、命令、代執行）

改定案

建物の状態

			改定の方向性	具体的な内容等
空家等になる前		良好な環境で快適に暮らせるまちを実現するため「**発生抑制・適正管理**」に努めます。		
	(1)	市民や所有者等への意識啓発の推進	継続（文言、内容整理）	・広報、リーフレット、チラシ等を使用した普及啓発の実施 ・市民への空き家の啓発活動の検討
	(2)	発生抑制・適正管理に係る支援制度の充実	継続（文言、内容整理）	・住宅等に関する支援（補助）等の実施
	(3)	専門家団体との相談体制の充実	継続（文言、内容整理）	・宅建協会東葉支部との連携の継続 ・他の専門家団体との連携の検討
	(4)	庁内部署の推進体制や連携の充実	新規	・空家に関連する庁内部署との連絡調整や連携強化 ・福祉部署や社会福祉協議会などと連携し、増加する高齢者世帯に対しての啓発活動を推進

			改定の方向性	内容
適正管理されている空家等		活気のあるまちを実現するため「**流通・利活用**」を促進します。		
	(1)	空き家の把握と所有者等の情報収集の充実	継続（文言、内容整理）	・空き家の現地調査、所有者等情報の把握 ・定期的な空家等実態調査や所有者アンケートの実施 ・所有者情報の早期把握
	(2)	関係団体等と連携した相談体制の充実	継続（内容整理）	・宅建協会東葉支部との連携 ・他の専門家団体との連携検討
	(3)	流通・利活用・除却に係る支援制度の充実	内容検討・充実	・木造住宅耐震診断改修等の補助の実施 ・空き家の発生を抑制する税の特例措置の周知（3,000万円控除）、申請の受付 ・空家等に関する新たな補助等の検討

			改定の方向性	内容
管理不全の空家等		安全・安心に暮らせるまちを実現するため「**管理不全状態の解消**」を促進します。		
	(1)	空家等の適正な管理を促す文書の送付	継続（文言、内容整理）	・空家等所有者等への文書等の送付 ・相続人等の早期把握
	(2)	空家等対策協議会等の充実	継続（内容充実）	・空家等対策協議会の開催・協議内容の充実 ・特定空家等判定委員会の内容等の充実
	(3)	法に基づく措置実施の推進	継続（内容充実）	・立入調査の実施 ・助言・指導、勧告、命令、代執行の実施